「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び直路運送車両法施行令の一部を改正する政令」について

平成 2 6 年 1 1 月 交 通 計 画 課

<u>1.</u> 背景

第 186 回国会において、地域公共交通再編事業の創設等を内容とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 41 号)が成立し、平成 26 年 5 月 21 日に公布された。

標記政令は、同法の公布の日から 6 月を超えない範囲内において政令で定めることとされている施行期日を定めるとともに、同法の施行に伴い必要な規定の整備をするため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令(平成19 年政令第 297 号)等の一部を改正するものであり、平成 26 年 10 月 31 日に閣議決定され、同年 11 月 6 日に公布、11 月 20 日に施行された。

2. 概要

(1)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施 行期日を定める政令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を平成 26 年 11 月 20 日とする。

- (2)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令
- ①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正 軌道事業の特許を要する地域公共交通再編実施計画について国土交通大 臣の認定を受けようとする者について、申請書等を地方運輸局を経由して 国土交通大臣に提出しなければならないこととする。
- ②道路運送車両法施行令の一部改正

輸送施設の使用の停止等を国土交通大臣が命じた場合について準用する道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定の読替えを定める。